

昭和六十年二月十三日提出  
質問第一五号

沖縄県下の農地解放に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十年二月十三日

提出者 玉城 栄一

衆議院議長 坂田 道太殿

### 沖縄県下の農地解放に関する質問主意書

農地法第六条によるいわゆる農地解放の実施は、我が国の経済発展にとつて寄与するところが  
大であり、小作人の権利尊重の上では社会体制の改革にも大きな成果があつたといわねばなら  
ない。

沖縄県においても、一般の小作人についてはこの農地解放の主旨は貫かれている。しかし、米  
軍用地に組み込まれた小作人については、農地解放の主旨が果たして貫かれているのか、疑問な  
しとしない。

そこで、以下の質問に対して農地解放の経済的、社会的意義を踏まえた明確な答弁を求める。

一 さとうきびの栽培とそれを原料とする製糖事業の存在は、沖縄の戦前からの特異な点であ  
る。そして製糖会社とさとうきび栽培者である小作人との関係は、小作関係にあつたことは否

定できない。そのことは製糖会社は現嘉手納米軍基地内の弾薬庫地区等のごとく膨大なさとうきび畑を所有しながら自らの社員等の雇用関係者のみで原料の確保をしてきた事実のないことによつて明らかかなことといわねばならない。この点につき政府はどう認識しているか。

二 沖縄県下の一般の小作地で小作人の権利を製糖会社から解放した事例はないのか。  
あるなら、その地区名を示されたい。

三 農地解放の手法は、国が同一市町村内にいない地主の土地を買収しその土地を小作人に解放するものであるが、その土地が米軍用地である場合この手法を実施していないのではないか、との疑問がある。

その手続は沖縄県下において、米軍用地を含めて普遍的に執行されたのかどうか。執行されていないところがあればその理由を明確にされたい。

右質問する。